

令和4年度(2022年度) 随意契約一覧表

	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由
1	緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「介護福祉士養成科 14期」業務の委託 (室蘭市 4月10日開始)	令和4年4月5日	室蘭市母恋北町1丁目5-11 学校法人 北斗文化学園	11,050,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
2	緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「保育士養成科 13期」業務の委託 (室蘭市 4月10日開始)	令和4年4月5日	室蘭市母恋北町1丁目5-11 学校法人 北斗文化学園	17,680,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
3	緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「調理師養成科 4期」業務の委託 (室蘭市 4月10日開始)	令和4年4月5日	室蘭市母恋北町1丁目5-11 学校法人 北斗文化学園	2,834,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
4	緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「電気工学科 4期」業務の委託 (登別市 4月6日開始)	令和4年4月5日	学校法人 片柳学園 東京都大田区西蒲田5丁目23-22	2,286,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
5	緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「情報処理科 3期」業務の委託 (登別市 4月6日開始)	令和4年4月5日	学校法人 片柳学園 東京都大田区西蒲田5丁目23-22	4,572,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
6	緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「医療事務科 1期」業務の委託 (登別市 4月6日開始)	令和4年4月5日	学校法人 片柳学園 東京都大田区西蒲田5丁目23-23	2,046,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
7	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「介護実務者研修①業務」の委託 (室蘭市 4月21日開始)	令和4年4月20日	室蘭市母恋北町1丁目5-11 学校法人 北斗文化学園	5,082,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
8	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「OAビジネス科①業務」の委託 (登別市 4月22日開始)	令和4年4月20日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	2,541,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
9	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「情報システム科①業務」の委託 (登別市 5月24日開始)	令和4年5月19日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	3,696,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
10	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「OA基礎科①業務」の委託 (室蘭市 6月10日開始)	令和4年6月9日	室蘭市中央町2-8-10 特定非営利活動法人 ぐるぐるネット	693,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
11	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「医療介護事務科①業務」の委託 (登別市 6月24日開始)	令和4年6月20日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	1,848,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
12	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「OAビジネス科②業務」の委託 (登別市 8月26日開始)	令和4年8月19日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	2,541,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
13	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「情報システム科②業務」の委託 (登別市 9月9日開始)	令和4年9月2日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	2,772,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
14	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「介護実務者研修②業務」の委託 (室蘭市 9月15日開始)	令和4年9月14日	室蘭市母恋北町1丁目5-11 学校法人 北斗文化学園	5,082,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
15	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「OA基礎科②業務」の委託 (室蘭市 9月30日開始)	令和4年9月28日	室蘭市中央町2-8-10 特定非営利活動法人 ぐるぐるネット	693,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
16	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「医療介護事務科②業務」の委託 (登別市 10月21日開始)	令和4年10月14日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	2,772,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
17	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「OAビジネス科③業務」の委託 (登別市 12月9日開始)	令和4年12月6日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	2,541,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
18	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「情報システム科③業務」の委託 (登別市 12月20日開始)	令和4年12月14日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	3,465,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
19	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「OA基礎科③業務」の委託 (室蘭市 1月5日開始)	令和4年12月26日	室蘭市中央町2-8-10 特定非営利活動法人 ぐるぐるネット	1,386,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)